

16 . 各法令による動植物の規制について（法令別）

法律名	目的	輸入規制等	販売・管理規制等	モニタリング等	防除等
感染症法	感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る	動物由来感染症の観点により指定した動物（サル・プレリードック）の輸入規制		獣医師は、感染症にかかっている動物を診断したときは届出	感染症の発生を予防し、まん延を防止するため、駆除命令（ねずみ族、昆虫等）
狂犬病予防法	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	検疫を受けたものでなければ、輸出入の禁止（犬・猫・あらいぐま・きつね・スカンク）	登録、予防注射及び鑑札、注射済み票の備付け	獣医師は、狂犬病にかかった犬等を診断、死体を検案したとき届出	まん延の防止及び撲滅のための緊急の必要がある場合、薬殺
植物防疫法	輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図る	植物に有害な動植物（病害虫）等の輸入禁止 輸入植物検疫（輸入植物・その他の容器包装の検査等）	指定する有害動植物について指定する地域内にある当該有害動植物等及びその寄主植物等（例：アリモドキゾウムシ等の寄主植物）の移動規制	病害虫による農作物についての損害の発生を予察、それに基づく情報を関係者に提供（発生予察事業）	有用植物に重大な被害を与えるおそれのある場合、緊急防除
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾患（寄生虫病を含む。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	家畜の伝染性疾患の病原体の輸入禁止 動物検疫（偶蹄目、馬、犬、みつばち等）	患畜・疑似患畜の隔離の義務 家畜伝染病のまん延を防止するための移動規制	伝染性疾患についての獣医師の届出義務 監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査	家畜伝染病のまん延防止のための殺処分 畜舎等の消毒の義務 死体の焼却等の義務
林業種苗法	優良な種苗の供給を確保し、もって適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に資する	外国産の劣悪な種苗の輸入に関し、措置を講じる。（林業の用に供されるもの）	生産事業者の登録 配付事業者の届出		
森林病虫害等防除法	森林病虫害等を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図る			森林病虫害等の駆除等のため、官吏又は森林害虫防除員の立入検査	森林病虫害等のまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事の駆除命令
水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	水産動物の種苗の輸入許可（こい・サケ科・えび類）	移植に関する制限又は禁止（水産動植物）		
絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることにより、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	ワシントン条約の附属書に掲載された希少野生動植物種目的の妥当性及び種の保存に支障を及ぼさないかどうか審査	希少野生動植物種の販売の禁止		
動物の愛護及び管理に関する法律	動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する		動物所有者又は占有者の飼養に係る責務 動物取扱業（哺乳類・鳥類・爬虫類のみ）の届出 危険動物の飼養許可		都道府県等における犬又はねこの引取り義務